

1 課税の目的

地域の自然環境、景観、歴史、文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生が図られるよう、共生条例と一体となつて、その政策効果・実効性を補完することにより、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につなげるため、再生可能エネルギー共生税（仮称）を課する。（法定外普通税）

2 課税の仕組み

（1）課税の対象

- 太陽光又は風力発電施設を陸域に設置し、発電する再生可能エネルギー発電施設の所有に対して、その再生可能エネルギー発電施設の総発電出力に応じて課税。
- 対象とする規模は、共生条例と同様。

（2）納税義務者

再生可能エネルギー発電施設の所有者。

（3）非課税

- ① 国・地方公共団体等が所有する再生可能エネルギー発電施設
- ② 建築物の屋根に設置する太陽光発電施設
- ③ 共生区域に設置する再生可能エネルギー発電施設

（4）課税標準

賦課期日(1月1日)現在における再生可能エネルギー発電施設の総発電出力。

（5）納税の方法

- 納税義務者に対し、税額等を記載した納税通知書を交付し、その税額を県に納付。（普通徴収）
- 納期は、4月、7月、12月、翌年の2月の4期。

3 税率

共生条例で定める区域に応じて、設定。

所在する区域	太陽光発電施設	陸上風力発電施設
調整地域	110円/kW	300円/kW
保全地域	410円/kW	1,990円/kW
保護地域	410円/kW	1,990円/kW

4 賦課徴収に関する申告

納税義務者は、毎年1月1日現在における再生可能エネルギー発電施設について、賦課徴収に必要な事項を記載した申告書を、1月31日までに提出。

5 既存施設等の取扱い

- 共生条例施行時で現に所在する施設は、適用対象外。
- 共生条例施行時に環境影響評価書の公告を開始又は工事計画の届出をしている施設は、適用対象外。
- 共生条例において共生区域とみなした区域に設置する施設は、非課税。

（参考）施行までの流れ

- (1) 令和7年2月定例会へ条例案提案
- (2) 総務大臣への同意に係る協議（可決後）
- (3) 総務大臣の同意
- (4) 条例施行（総務大臣の同意から1年以内）